

令和3年12月15日

保護者の皆様へ

境町長 橋本正裕

### 子育て世帯への臨時特別給付金について

日頃から、本町の教育・福祉行政に対しまして、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を対象として、18歳以下の児童を対象に給付する「子育て世帯への臨時特別給付」について、境町では、年内に10万円を現金で一括給付することといたしましたので、お知らせいたします。

また、所得制限により国の給付金の対象とならない方につきましては、町が独自に所得制限を撤廃し、国の給付金同様児童一人当たり10万円を年内に給付することといたしましたので、併せてお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 給付額

18歳以下の児童一人当たり10万円

##### 2. 給付日

児童手当を受給されている口座に振り込みます。

1) 国の臨時特別給付金の対象者の方 令和3年12月23日(木)

2) 町独自の所得制限撤廃による給付金の対象者の方※ 令和3年12月27日(月)

※年収960万円以上の方(児童手当の特例給付を受給されている方)

##### 3. 受取拒否の届出

給付金の受取りを希望されない方につきましては、下記の期日までに役場子ども未来課まで、受取拒否の届出書を提出してください。(届出書は、町ホームページからダウンロードできます)

1) 国の臨時特別給付金の給付対象者の方 令和3年12月20日(月)

2) 町独自の所得制限撤廃による給付金の受給対象者の方※ 令和3年12月22日(水)

##### 4. その他

国及び町独自の給付金について、高校生(16歳から18歳までの児童)のみの世帯及び公務員の方につきましては申請が必要となりますので、来年1月中に子ども未来課から申請書を郵送いたします。

##### 5. 問合せ先

役場子ども未来課 電話 0280-81-1301